

桜ヶ丘協定緑地管理組合規約の改定内容

別紙

改正条項	改正前	改正後	改正の主旨
第1条	本組合は「草津パナタウン桜ヶ丘協定緑地管理組合」(以下組合という)と称し、桜ヶ丘町内会組織内に置く。	本組合は「桜ヶ丘協定緑地管理組合」(以下組合という)と称し、桜ヶ丘町内会組織内に置く	組合名の変更
第2条	組合は草津パナタウン桜ヶ丘住宅地(以下本住宅地という)内に、設置された協定緑地を維持管理するため必要な協議および業務を行う事を目的として各所有者の共同利益を維持、増進し快適な生活環境を保持するものである。	組合は桜ヶ丘住宅地(以下本住宅地という)内に、快適な生活環境を保持することを目的に設置された協定緑地を、維持管理するため必要な協議及び業務を行う。	組合名変更、および、現状に則した明確な目的内容に改正
第6条 第1項 但し書き	ただし、通常の善良なる管理(散水等)および自己の故意過失によって損壊した施設の補修等は、組合員個人の責任と負担においてこれを行うものとする。	ただし、組合員の故意、過失によって損壊した施設の補修等は、組合員個人の責任と負担においてこれを行うものとする。	但し書き、「組合員の責任と負担」をより明確な内容に改正した。
第8条 第3項	組合員が土地の所有権を他に譲渡したとき、または死亡した時は、組合員の資格を喪失する。	組合員が土地の所有権を他に譲渡したとき、組合員の資格を喪失する。	死亡時の部分を削除し、資格喪失条件を明確にした。
第8条 第4項	改正前は条文なし。	組合員から供託金ほか一切を放棄の上、脱退の申し出があった場合は、理事会が承認の上組合員の資格を喪失するものとする。	組合脱退時の取り扱いを条文化した。
第26条 第1項	組合の費用は次のとおりとし、理事会において前条の収益金から支出することができる。 (1) 予算書を議決で得たもの (2) 臨時の支出費	組合の費用は次のとおりとし、理事会において承認の上、支出することができる。 (1) 予算書を決議で得たもの (2) 臨時の支出費	「前条の収益金から」を削除した。 従前、基金の利息が主な収益金であったが、金融状況を勘案し改正した。
第26条 第2項	但し、金融市場の動向により、利息で運営が困難と判断される場合には、基金によってその費用をまかなうものとする。	全文を削除した。	最近の金融状況を勘案し改正した。